

●申請書類の提出

【期 間】 10月26日（月）～11月2日（月）

【提出先】 直接担当課まで。

※指定管理者制度とは：

民間の企業やNPOなどを含め、法人や団体個人は不可）であれば、市に代わって公共施設の管理運営を行うことができる制度で、民間の専門性やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減などを図るものです。

●募集要項の配布

【期 間】 10月2日（金）～11月2日（月）

平日8時30分～17時15分

【場 所】 高齢福祉介護課

※市ホームページからダウンロードすることもできます。

●指定管理予定期間

5年間（平成28年4月1日～平成33年3月31日）

●募集する施設および担当課

高月福祉ステーション

高齢福祉介護課（東館1階） ☎65-7789

指定管理者として、平成28年4月から施設の管理運営をしていただける法人や団体を募集します。

行政 Information

市公共施設の指定管理者を募集します

問 行政経営改革課（☎65-6702）

行政 Information

マイナンバー制度

「通知カード」が届きます

問 市民課（☎65-6511）

「通知カード」は大切に保管してください

10月中旬以降、世帯主あてに、世帯全員の「通知カード」を簡易書留で順次郵送します。通知カードは保険証ほどの大きさの紙製カードで、個人番号、住所、氏名、生年月日、性別が記載されていますので、**内容を確認し、大切に保管してください。**

なお、10月5日を基準日として作成されますので、基準日以降に住所を変更する場合は、カード裏面に新住所の記載が必要となります。



【送付する封筒】

○簡易書留で送ります。

○宛先の住所以外へ転送はされません。

○世帯ごとに届きます。



【封入しているもの】

- ① A：通知カード
マイナンバー（個人番号）をお知らせするためのカードです。
- B：個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
個人番号カード（※）や電子証明書の発行を希望する人は、②の返信用封筒に入れて返送してください。

※「個人番号カード」とは、Aの「通知カード」とは異なるもので、下記のサービスを利用する場合に必要なカードです。カード交付は無料、いつでも申請できます。

- ・本人確認等の身分証明書としての利用
- ・公的個人認証やe-Taxなど各種電子申請
- ・住民票などのコンビニ交付サービス

②個人番号カード申請書の返信封筒

個人番号カードを申請する場合に使用する封筒です。

③説明用パンフレット

個人番号カードのメリットや申請方法などを、詳しく案内しています。

A 通知カード

B 個人番号カード交付申請書

市立長浜病院の救急診療を一時停止します

問 市立長浜病院診療支援棟建設準備室（☎68-2300）

診療支援棟完成に伴い移転作業を行うため、下記の日時に救急診療を一時停止します。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

【と き】 10月13日（火）
救急診療停止時間 6時～18時

※進捗状況によって時間が前後する可能性がありますのでご了承ください。



～通知カード・個人番号カードに関する問合せ～

- 個人番号カードコールセンター 平日8時30分～20時 土日祝日9時30分～17時30分（年末年始を除く）
☎0570-783-578 ※ナビダイヤルは通話料がかかります。
- 個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>